

組合員の「さらなる収入の向上」実現に向けて、 最大限の成果獲得をめざす!



「営業支援策の充実」
「賃金改善」の
「統一要求基準」を決定

ユニオンネット709号(12月15日発行)でご紹介したとおり、生保労連では、第427回労使協議会で2026春闘における「基本スタンス」を申し入れた後、具体的な要求内容を検討し、第59回中央委員会で総合生活改善闘争・春季方針における「営業支援策の充実」「賃金改善」の「統一要求基準」を決定しました。今号では、その考え方や内容についてご紹介します。

営業職員関係



▲谷口営業職員委員長

募集活動を中心とした活動量を確保するとともに、各種活動にも専心して取り組むことができるよう、活動効率や生産性を高められる環境の整備に向け、「営業支援策の充実」と「賃金改善」による「実質的な収入の向上」に取り組んでいきます。

要求策定(賃金改善)にあたっての考え方(抜粋)

要求根拠その①

- 生活様式・価値観の変化や少子高齢化・人口減少等により引き続き募集環境が厳しい状況にある中、営業職員体制の存続・発展に向けて、営業職員の仕事・処遇の魅力向上をはかる必要がある。

要求根拠その②

- 地域社会への一層の貢献活動等、営業職員に求められる役割が増している中で、ベストアドバイザー活動*を推進するにあたっての各種教育・研修機会も増加している。
- 営業職員を取り巻く環境の厳しさも相まって、結果としてコンサルティング活動やお客さまサービス活動にかかる労力は一層増している。
- これらの実態を踏まえ、営業職員の日々の活動や地域社会で果たしている役割をより評価し、一人ひとりのベストアドバイザー活動を支える必要がある。

⇒①②の観点から、実質的な収入の向上につながる賃金改善を求めることとした。

※ベストアドバイザー活動とは、「コンサルティング活動」「お客さまサービス活動」「コンプライアンス意識に基づく活動」の総称

統一要求基準(一部省略)

【営業支援策の充実】

厳しい募集環境の下、実質的な収入の向上をはかるべく、営業支援策の充実を最重要課題として最大限の取組みを行う。

各組合は、生保労連の「営業支援策取組み指針」を参考として、これまでに導入された営業支援策の実効性・利便性向上を中心に、創意工夫をもった要求を行う。

【賃金改善】

1. 月例給与

「実質的な収入の向上」をめざし、諸規定の改善、施策の確保・充実等について最大限効果的な取組みを行う。

2. 臨時給与

各組合は主体性を発揮する中で、「現行水準の確保・向上」をめざして取り組む。



内勤職員関係



▲阪本内勤職員委員長

社会全体でベースアップをはじめとした賃上げの流れが継続している中、積極的な賃金改善につなげていくため、年間総収入ベースで3%以上を目安として「年間総収入の向上」に取り組んでいきます。

要求策定にあたっての考え方(抜粋)

- 「統一要求基準」の策定にあたり、生保産業が賃上げの流れに後れをとらないことはもとより、牽引するよう取り組むことが、生保産業で働くことの魅力を高め、結果として人材の確保・定着につながるの共通認識を得た。
- その上で、連合が掲げる賃上げの目安をベースとしつつ、生保各社における賃金データの推移や、金融・保険業をはじめとした金融他産業の賃金改定の動向などを参考に引上げ率の目安を掲げ、年間総収入ベースでさらなる収入の向上に取り組むこととした。

統一要求基準(一部省略)

- 諸情勢や組合員の期待・納得感等を総合的に判断し、「組合員の生活の安定・向上」および「『人への投資』を通じたモチベーション・働きがいの向上」、さらには「個人消費の拡大・下支えを通じた『経済の好循環実現』」をはかる観点から、創意工夫をもって「年間総収入の向上」に取り組む。
- 以下の考え方にに基づき、各組合はそれぞれの課題認識に応じた最大限の取組みを行う。

年間総収入の向上

<目安>「年間総収入で3%以上」を目安とする。

月例給与・臨時給与の双方もしくは
いずれかにおいて取り組む。

●月例給与

「現行水準の確保・向上」をはかる。

<目安>「5%程度」を目安とする。

●臨時給与

「現行水準の確保・向上」をはかる。

※可能な限り月例給与で取り組む。

●年収制

「年間総収入の向上」をはかる。

